

第21回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(書面開催)

期日：令和5年9月25日(月)

次 第

1 報告事項

(1) 青森県の感染状況等について

2 協議事項

(1) 令和5年10月以降の青森県の医療提供体制について

(2) 県民への周知事項について

【配布資料】

資料1 青森県の感染状況等について

資料2 令和5年10月～ 新型コロナウイルス感染症に関する青森県の医療提供体制について(案)

資料3 令和5年10月～ 県民の皆様への周知事項について(案)

令和5年9月25日 第21回

青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 資料 1

青森県の感染状況等について

健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

1 定点医療機関における全体及び圏域別新規患者数の週別推移

(令和5年第14週(4月3日~9日)~第37週(9月11日~17日))

(単位:人)

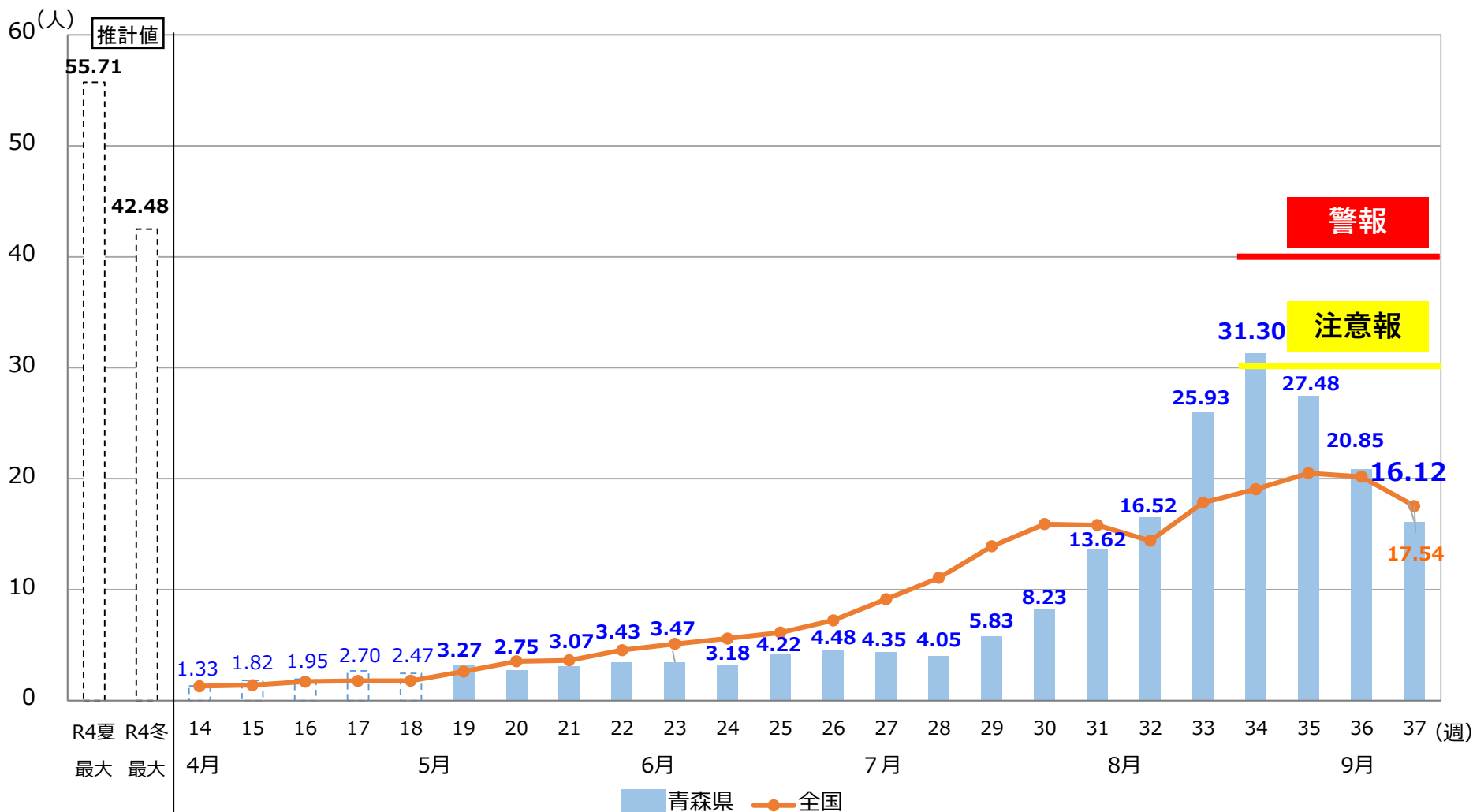
報告週	青森県計			東青 (東地方、青森市保健所)			中南 (弘前保健所)			三八 (三戸地方・八戸市保健所)			西北 (五所川原保健所)			上北 (上十三保健所)			下北 (むつ保健所)		
	患者数	定点当たり患者数	前週比	患者数	定点当たり患者数	前週比	患者数	定点当たり患者数	前週比	患者数	定点当たり患者数	前週比	患者数	定点当たり患者数	前週比	患者数	定点当たり患者数	前週比	患者数	定点当たり患者数	前週比
第14週 (4/3 - 4/9)	80	1.33	(0.78)	14	1.17	(0.67)	27	2.08	(0.75)	12	0.92	(0.75)	14	2.00	(1.08)	8	0.89	(0.53)	5	0.83	(5.00)
第15週 (4/10 - 4/16)	109	1.82	(1.36)	21	1.75	(1.50)	18	1.38	(0.67)	19	1.46	(1.58)	18	2.57	(1.29)	17	1.89	(2.13)	16	2.67	(3.20)
第16週 (4/17 - 4/23)	117	1.95	(1.07)	31	2.58	(1.48)	29	2.23	(1.61)	23	1.77	(1.21)	10	1.43	(0.56)	12	1.33	(0.71)	12	2.00	(0.75)
第17週 (4/24 - 4/30)	162	2.70	(1.38)	34	2.83	(1.10)	42	3.23	(1.45)	20	1.54	(0.87)	17	2.43	(1.70)	19	2.11	(1.58)	30	5.00	(2.50)
第18週 (5/1 - 5/7)	148	2.47	(0.91)	22	1.83	(0.65)	29	2.23	(0.69)	28	2.15	(1.40)	25	3.57	(1.47)	29	3.22	(1.53)	15	2.50	(0.50)
第19週 (5/8 - 5/14)	196	3.27	(1.32)	35	2.92	(1.59)	45	3.46	(1.55)	43	3.31	(1.54)	15	2.14	(0.60)	23	2.56	(0.79)	35	5.83	(2.33)
第20週 (5/15 - 5/21)	165	2.75	(0.84)	30	2.50	(0.86)	48	3.69	(1.07)	18	1.38	(0.42)	21	3.00	(1.40)	14	1.56	(0.61)	34	5.67	(0.97)
第21週 (5/22 - 5/28)	184	3.07	(1.12)	27	2.25	(0.90)	43	3.31	(0.90)	27	2.08	(1.50)	27	3.86	(1.29)	21	2.33	(1.50)	39	6.50	(1.15)
第22週 (5/29 - 6/4)	206	3.43	(1.12)	15	1.25	(0.56)	49	3.77	(1.14)	39	3.00	(1.44)	19	2.71	(0.70)	31	3.44	(1.48)	53	8.83	(1.36)
第23週 (6/5 - 6/11)	208	3.47	(1.01)	17	1.42	(1.13)	73	5.62	(1.49)	51	3.92	(1.31)	15	2.14	(0.79)	26	2.89	(0.84)	26	4.33	(0.49)
第24週 (6/12 - 6/18)	191	3.18	(0.92)	30	2.50	(1.76)	47	3.62	(0.64)	48	3.69	(0.94)	17	2.43	(1.13)	24	2.67	(0.92)	25	4.17	(0.96)
第25週 (6/19 - 6/25)	253	4.22	(1.32)	44	3.67	(1.47)	50	3.85	(1.06)	73	5.62	(1.52)	22	3.14	(1.29)	46	5.11	(1.92)	18	3.00	(0.72)
第26週 (6/26 - 7/2)	269	4.48	(1.06)	53	4.42	(1.20)	39	3.00	(0.78)	85	6.54	(1.16)	25	3.57	(1.14)	36	4.00	(0.78)	31	5.17	(1.72)
第27週 (7/3 - 7/9)	261	4.35	(0.97)	51	4.25	(0.96)	34	2.62	(0.87)	59	4.54	(0.69)	34	4.86	(1.36)	46	5.11	(1.28)	37	6.17	(1.19)
第28週 (7/10 - 7/16)	243	4.05	(0.93)	36	3.00	(0.71)	33	2.54	(0.97)	67	5.15	(1.14)	34	4.86	(1.00)	38	4.22	(0.83)	35	5.83	(0.95)
第29週 (7/17 - 7/23)	350	5.83	(1.44)	51	4.25	(1.42)	54	4.15	(1.64)	93	7.15	(1.39)	49	7.00	(1.44)	49	5.44	(1.29)	54	9.00	(1.54)
第30週 (7/24 - 7/30)	494	8.23	(1.41)	84	7.00	(1.65)	50	3.85	(0.93)	126	9.69	(1.35)	65	9.29	(1.33)	89	9.89	(1.82)	80	13.33	(1.48)
第31週 (7/31 - 8/6)	817	13.62	(1.65)	148	12.33	(1.76)	104	8.00	(2.08)	236	18.15	(1.87)	86	12.29	(1.32)	159	17.67	(1.79)	84	14.00	(1.05)
第32週 (8/7 - 8/13)	991	16.52	(1.21)	291	24.25	(1.97)	134	10.31	(1.29)	246	18.92	(1.04)	97	13.86	(1.13)	146	16.22	(0.92)	77	12.83	(0.92)
第33週 (8/14 - 8/20)	1,556	25.93	(1.57)	321	26.75	(1.10)	231	17.77	(1.72)	325	25.00	(1.32)	224	32.00	(2.31)	281	31.22	(1.92)	174	29.00	(2.26)
第34週 (8/21 - 8/27)	1,878	31.30	(1.21)	338	28.17	(1.05)	348	26.77	(1.51)	405	31.15	(1.25)	265	37.86	(1.18)	332	36.89	(1.18)	190	31.67	(1.09)
第35週 (8/28 - 9/3)	1,649	27.48	(0.88)	230	19.17	(0.68)	264	20.31	(0.76)	361	27.77	(0.89)	239	34.14	(0.90)	384	42.67	(1.16)	171	28.50	(0.90)
第36週 (9/4 - 9/10)	1,251	20.85	(0.76)	148	12.33	(0.64)	182	14.00	(0.69)	331	25.46	(0.92)	160	22.86	(0.67)	312	34.67	(0.81)	118	19.67	(0.69)
第37週 (9/11 - 9/17)	967	16.12	(0.77)	115	9.58	(0.78)	149	11.46	(0.82)	271	20.85	(0.82)	88	12.57	(0.55)	234	26.00	(0.75)	110	18.33	(0.93)

※第18週までの患者数は、第19週から定点医療機関として報告を行っている医療機関におけるHER-SYSデータによる届出・報告数を遡って抽出して算定した参考値。

2 定点医療機関当たり新規患者数の週別推移

(令和5年第14週(4月3日~9日)~第37週(9月11日~17日))

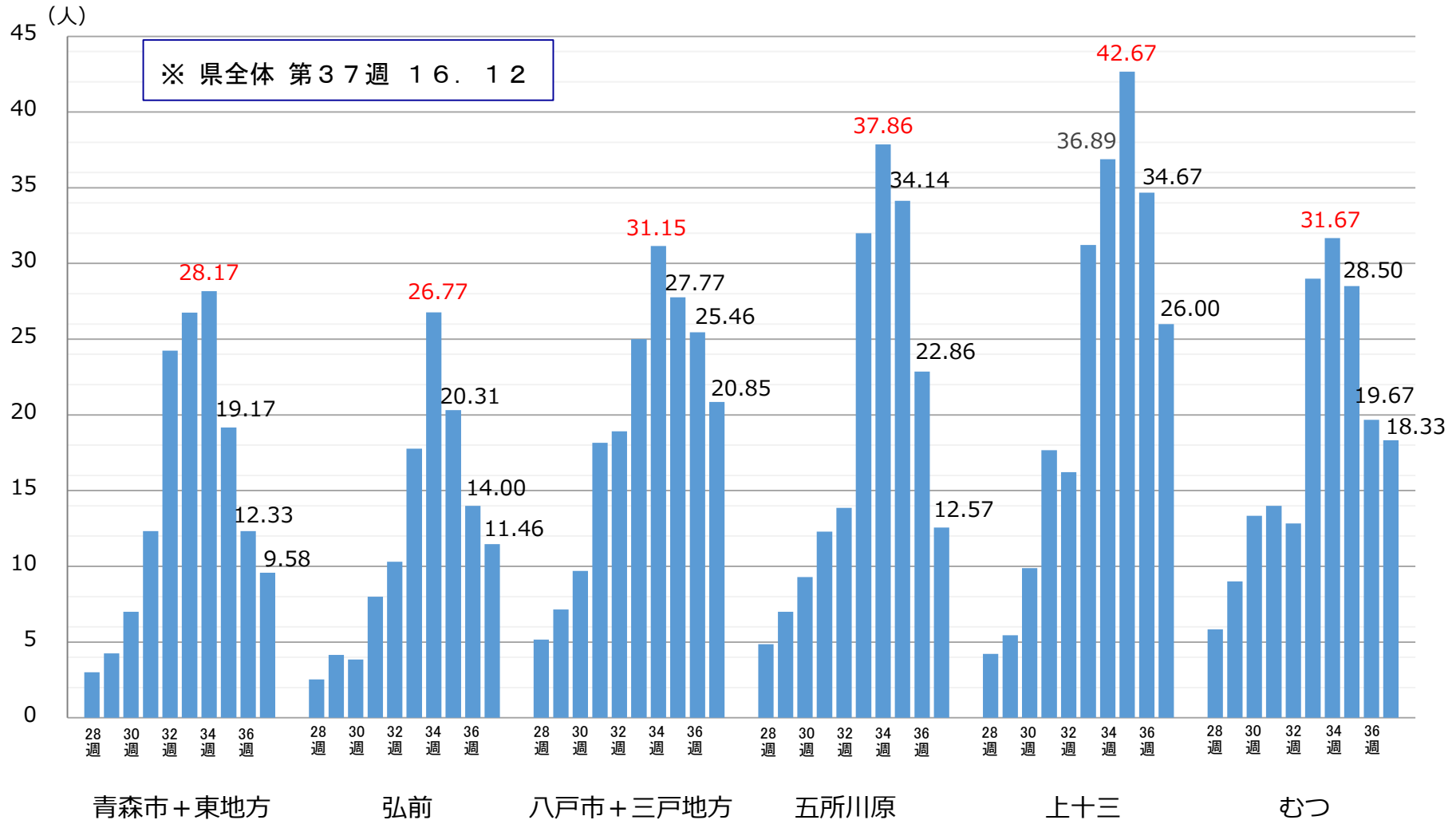
○ 第29週以降は増加幅が大きくなり、第34週で青森県独自の注意報レベル(30人)を上回ったため注意報を公表したが、第35週は注意報の数値を下回り、以降は減少が続いている。



3 定点医療機関当たり圏域別新規患者数の週別推移

(令和5年第28週(7月10日~16日)~第37週(9月11日~17日))

○ 上十三圏域は第35週、それ以外の5圏域では第34週をピークとして、以後は前週を下回る状況が続いている。



4 定点医療機関における年齢別新規患者数の週別推移

(令和5年第28週(7月10日～16日)～第37週(9月11日～17日))

(単位：人)

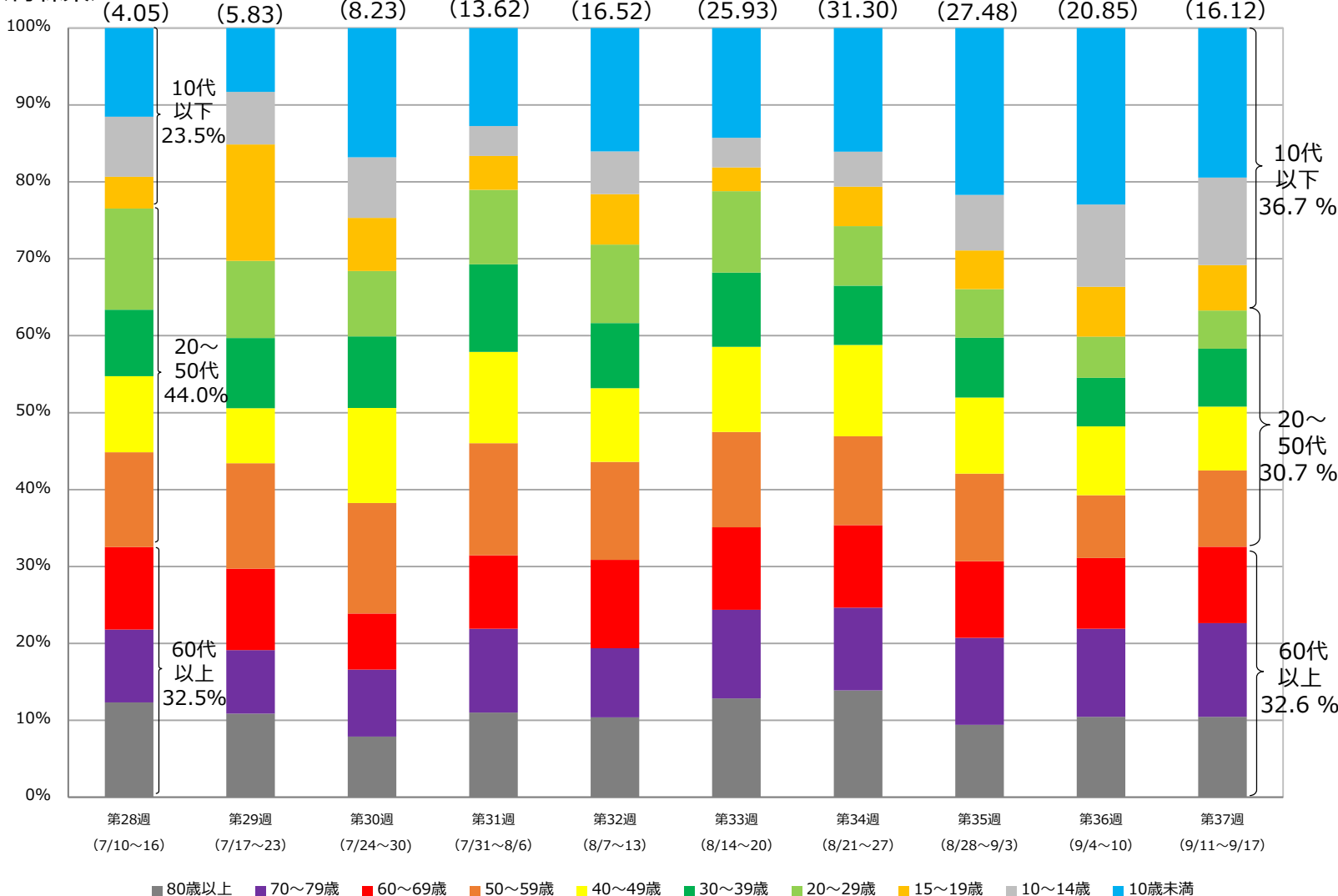
週 年齢区分	第28週		第29週		第30週		第31週		第32週		第33週		第34週		第35週		第36週		第37週	
	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数	患者数	定点 当たり 患者数
10歳未満	28	0.47	29	0.48	83	1.37	104	1.73	159	2.65	222	3.70	302	5.01	358	5.97	287	4.78	188	3.13
10～14歳	19	0.32	24	0.41	39	0.65	32	0.54	55	0.93	60	1.00	85	1.42	119	1.98	134	2.23	110	1.83
15～19歳	10	0.17	53	0.88	34	0.57	36	0.60	65	1.08	48	0.80	97	1.62	83	1.39	81	1.35	57	0.95
20～29歳	32	0.53	35	0.58	42	0.70	79	1.32	101	1.68	165	2.75	145	2.42	104	1.73	67	1.12	48	0.81
30～39歳	21	0.35	32	0.53	46	0.77	93	1.55	84	1.40	150	2.50	145	2.42	128	2.13	79	1.32	73	1.22
40～49歳	24	0.40	25	0.42	61	1.02	97	1.62	95	1.58	172	2.87	223	3.72	163	2.72	112	1.87	80	1.33
50～59歳	30	0.50	48	0.80	71	1.18	119	1.98	126	2.10	193	3.22	217	3.62	188	3.13	102	1.70	96	1.60
60～69歳	26	0.43	37	0.62	36	0.60	78	1.30	114	1.90	167	2.78	201	3.35	164	2.73	115	1.92	96	1.60
70～79歳	23	0.38	29	0.48	43	0.72	89	1.48	89	1.48	179	2.98	202	3.37	187	3.12	143	2.38	118	1.97
80歳以上	30	0.50	38	0.63	39	0.65	90	1.50	103	1.72	200	3.33	261	4.35	155	2.58	131	2.18	101	1.68
全年齢	243	4.05	350	5.83	494	8.23	817	13.62	991	16.52	1556	25.93	1878	31.30	1649	27.48	1251	20.85	967	16.12

5 定点医療機関当たり新規患者数の年齢階級割合の週別推移

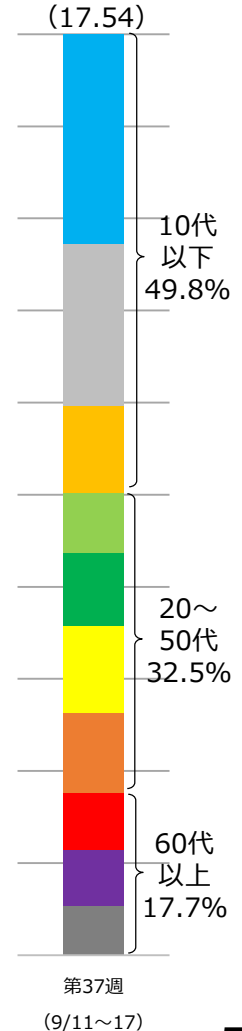
(令和5年第28週(7月10日~16日)~第37週(9月11日~17日))

- 10歳未満の患者の割合が、第33週(8/14~20)以降増加し、直近第37週では減少したが、依然として、年齢階級別割合では最大となっている。
- 青森県の60代以上の患者の割合は、全国よりも多くなっている。

<青森県>



<全国>



6 全国の定点医療機関当たり新規患者数の状況

(令和5年第30週(7月24日~30日)~第37週(9月11日~17日))

<厚生労働省資料>

区 分	第26週	第30週	第31週	第32週	第33週	第34週	第35週	第36週	第37週
	6/26-7/2	7/24-30	7/31-8/6	2008/7/13	8/14-20	8/21-27	8/28-9/3	9/4-10	9/11-17
北海道	6.03	8.83	10.16	11.20	19.59	19.08	20.25	17.90	14.86
青森県	4.48	8.23	13.62	16.52	25.93	31.30	27.48	20.85	16.12
岩手県	6.27	13.26	15.79	16.90	30.42	31.71	35.24	29.87	21.44
宮城県	6.05	18.41	18.87	15.51	20.64	29.54	32.54	32.47	22.77
秋田県	3.35	7.06	8.08	11.75	28.48	26.73	30.61	23.88	17.63
山形県	3.98	10.79	12.42	11.55	16.19	20.53	24.74	19.91	15.58
福島県	6.21	13.63	14.20	14.01	25.27	25.87	27.62	24.13	18.28
茨城県	7.52	16.70	17.38	16.27	27.42	26.80	27.74	25.43	20.73
栃木県	5.43	12.33	12.67	11.12	16.99	23.39	24.63	25.51	20.86
群馬県	4.45	9.94	9.95	10.11	13.84	19.02	21.17	19.62	16.97
埼玉県	7.25	13.38	14.70	16.36	19.77	22.74	25.73	26.95	24.98
千葉県	9.89	18.36	17.92	17.63	22.38	25.68	28.68	27.45	23.99
東京都	6.85	11.12	11.53	10.37	10.96	14.53	17.01	16.36	16.04
神奈川県	6.30	12.04	11.70	11.55	15.06	18.10	20.33	21.43	19.26
新潟県	4.98	18.51	18.71	15.70	21.07	21.84	22.65	23.53	20.08
富山県	3.71	11.63	11.90	11.41	13.38	16.52	17.27	22.13	21.00
石川県	6.94	24.13	24.10	21.06	26.69	25.48	25.54	25.65	17.81
福井県	4.23	10.08	10.38	10.44	12.51	13.72	12.67	16.23	14.18
山梨県	8.05	14.22	12.41	12.15	19.59	23.85	24.02	20.24	19.34
長野県	5.91	12.20	12.98	13.29	19.67	21.22	24.10	21.74	18.99
岐阜県	8.46	17.90	17.90	19.61	31.03	22.79	22.33	24.24	19.03
静岡県	6.58	16.92	17.42	15.81	20.51	25.27	26.65	23.83	18.99
愛知県	9.16	20.82	19.87	20.70	25.69	23.86	24.70	23.84	22.74
三重県	7.25	18.44	17.56	16.73	18.06	20.27	20.77	18.55	17.30
滋賀県	5.49	14.90	15.23	14.00	18.00	15.97	15.33	16.03	13.69
京都府	6.02	16.54	16.07	14.44	15.10	14.04	16.53	17.49	17.24
大阪府	5.93	14.66	13.69	10.23	11.88	12.40	14.35	14.62	12.99
兵庫県	5.78	14.05	13.97	11.72	12.70	13.09	14.19	15.27	14.03
奈良県	7.89	16.89	17.31	14.00	20.31	19.27	19.38	18.91	17.51
和歌山県	7.33	17.43	16.53	16.77	17.80	14.67	16.96	14.96	13.10
鳥取県	6.38	25.52	21.97	20.76	22.62	21.31	18.83	17.24	15.48
島根県	4.08	14.92	15.71	15.29	19.08	15.26	15.55	18.92	13.68
岡山県	5.12	15.43	14.27	13.74	15.87	14.30	15.30	17.45	16.14
広島県	6.88	15.92	14.77	11.94	14.29	14.58	14.62	15.02	13.66
山口県	5.88	18.76	21.18	15.05	13.76	17.92	18.97	17.05	16.24
徳島県	5.46	18.30	16.84	14.76	19.73	22.35	21.81	19.78	17.05
香川県	6.81	17.60	16.70	17.85	19.83	16.13	15.09	13.09	13.09
愛媛県	6.11	21.11	19.67	15.15	16.67	16.97	17.57	19.30	16.41
高知県	5.43	20.45	18.55	15.61	21.25	19.86	18.41	19.05	14.89
福岡県	7.21	21.64	21.00	14.11	14.48	15.14	15.31	16.61	13.80
佐賀県	9.44	31.79	34.69	24.59	24.36	21.05	19.79	20.84	15.87
長崎県	6.93	30.29	28.46	19.96	18.23	19.79	17.97	18.24	14.61
熊本県	9.58	24.66	22.41	16.43	16.60	15.54	17.84	18.60	15.63
大分県	6.28	24.33	24.86	20.45	19.57	17.34	18.03	20.91	16.88
宮崎県	9.66	27.21	25.84	17.67	17.22	17.02	19.10	21.03	16.78
鹿児島県	13.48	23.54	20.76	13.12	10.89	13.48	14.69	15.19	15.06
沖縄県	48.39	17.59	10.54	6.72	7.65	8.50	11.80	12.26	11.67
総 数	7.24	15.91	15.81	14.16	17.84	19.07	20.50	20.19	17.54

(注) 赤塗り潰し：第37週までの最大値

1 青森県

- (1) 直近第37週は、多い順で第28位。
- (2) 前週と比較した伸び率は、低い順で第8位。

2 全 国

- (1) 第35週以前にピークとなったのが38都道府県
- (2) 第36週にピークとなったのが9府県

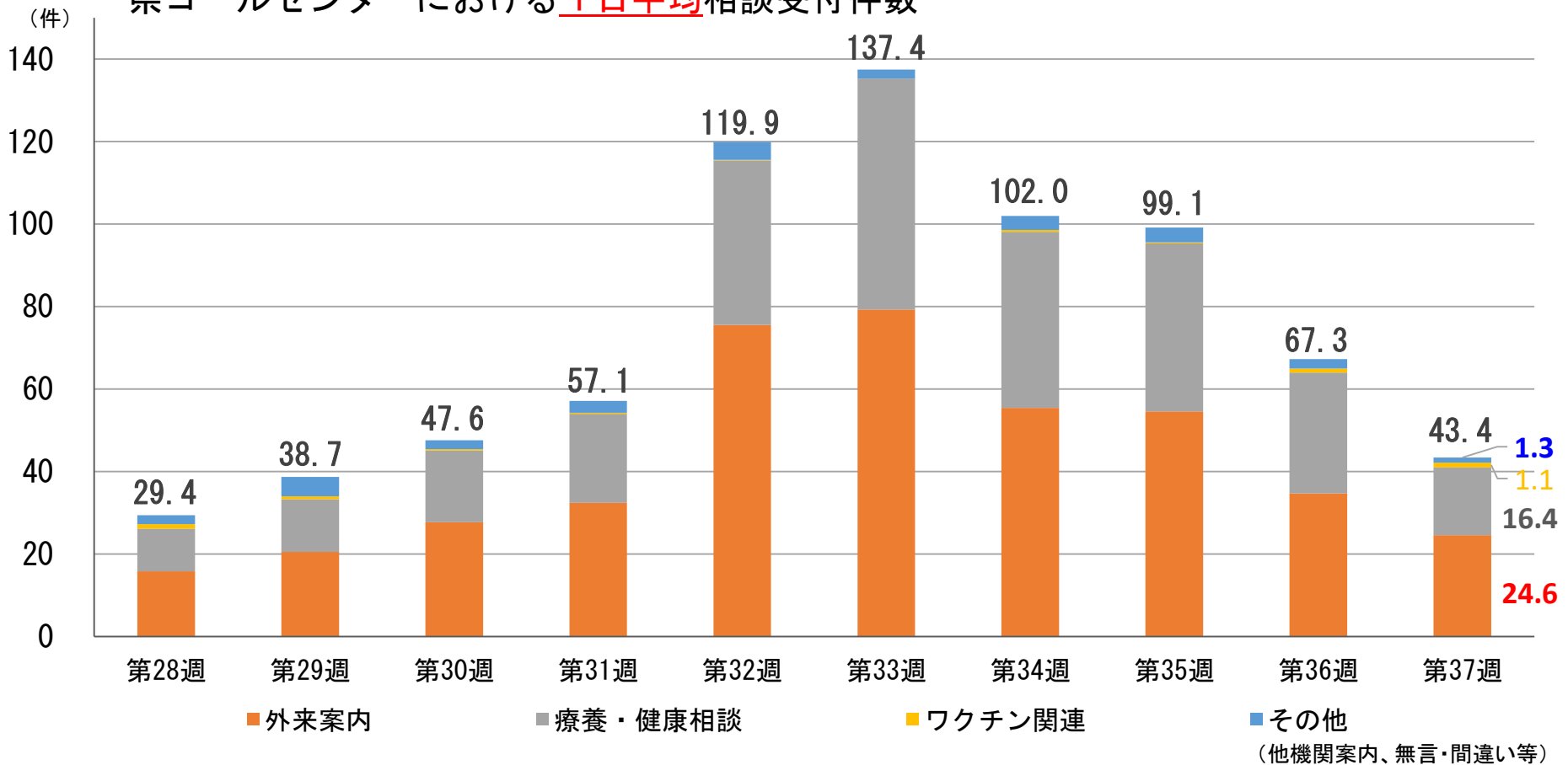
※ 直近第37週は、全ての都道府県で前週を下回っている。
 なお、本県のように減少幅がある程度大きいところと、大きくない(高止まり)ところとがある。

7 青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談の状況

(令和5年第28週(7月10日~16日)~第37週(9月11日~17日))

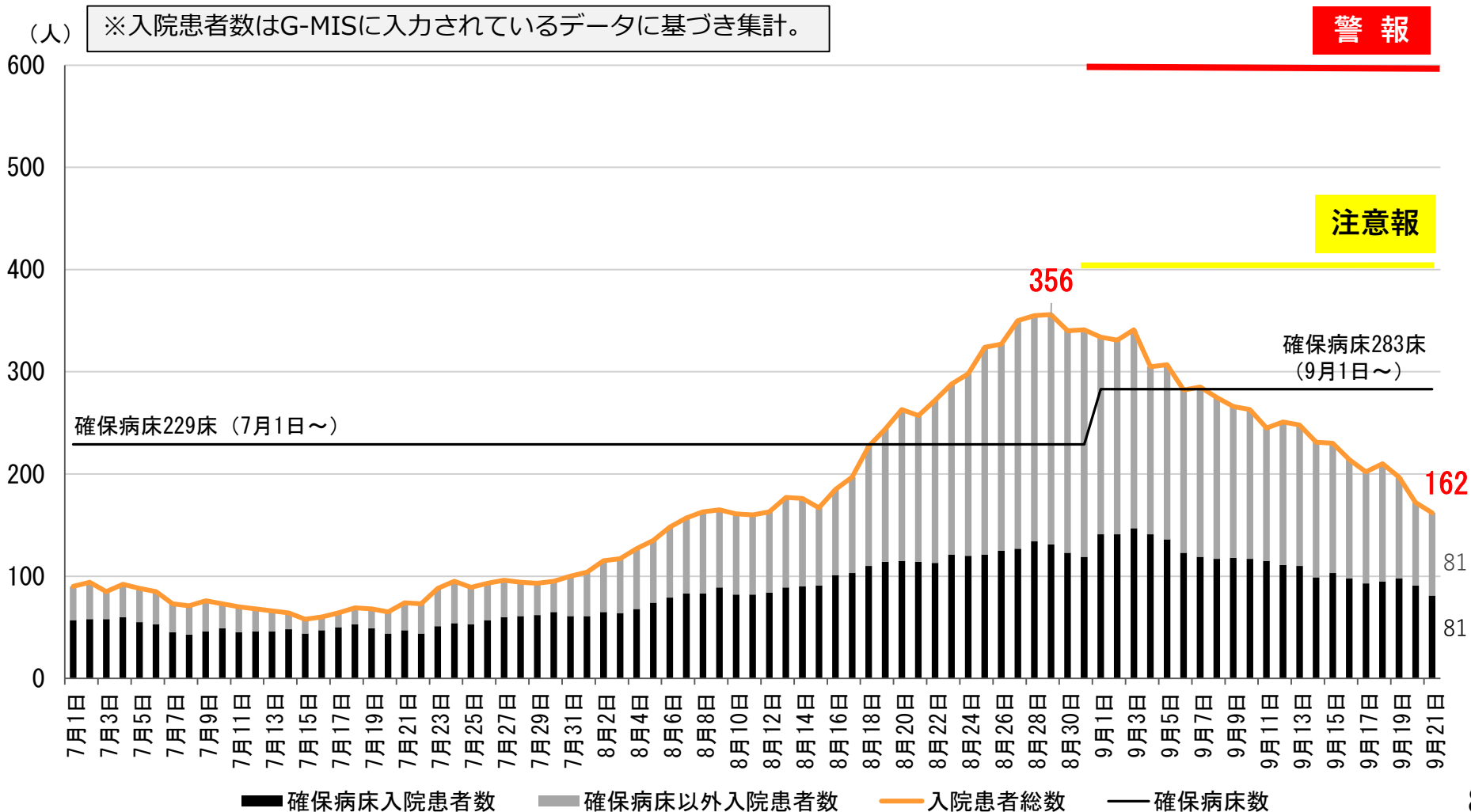
- 第28週以降、相談件数の増加が続いたが、第33週をピークに減少している。なお、第33週のピーク時においても、着信件数の95%以上に対応できているなど、これまで対応に問題はない。
- 直近第37週では、外来受診医療機関の問合せが約6割、療養期間の問合せや療養中の健康相談等が約4割と多く、ワクチン関係は少ない状況が続いている。

県コールセンターにおける 1日平均相談受付件数



8 入院患者数の状況 (令和5年7月1日～直近9月21日)

- 入院患者数は、8月29日に最大356人となったが、その後は減少傾向が続いている。
- 感染拡大状況を踏まえ、9月1日から確保病床数を229床から283床に増床しており、直近9月21日では162人（うち確保病床81人、確保病床使用率：28.6% (81/283)、確保病床以外81人）となっている。

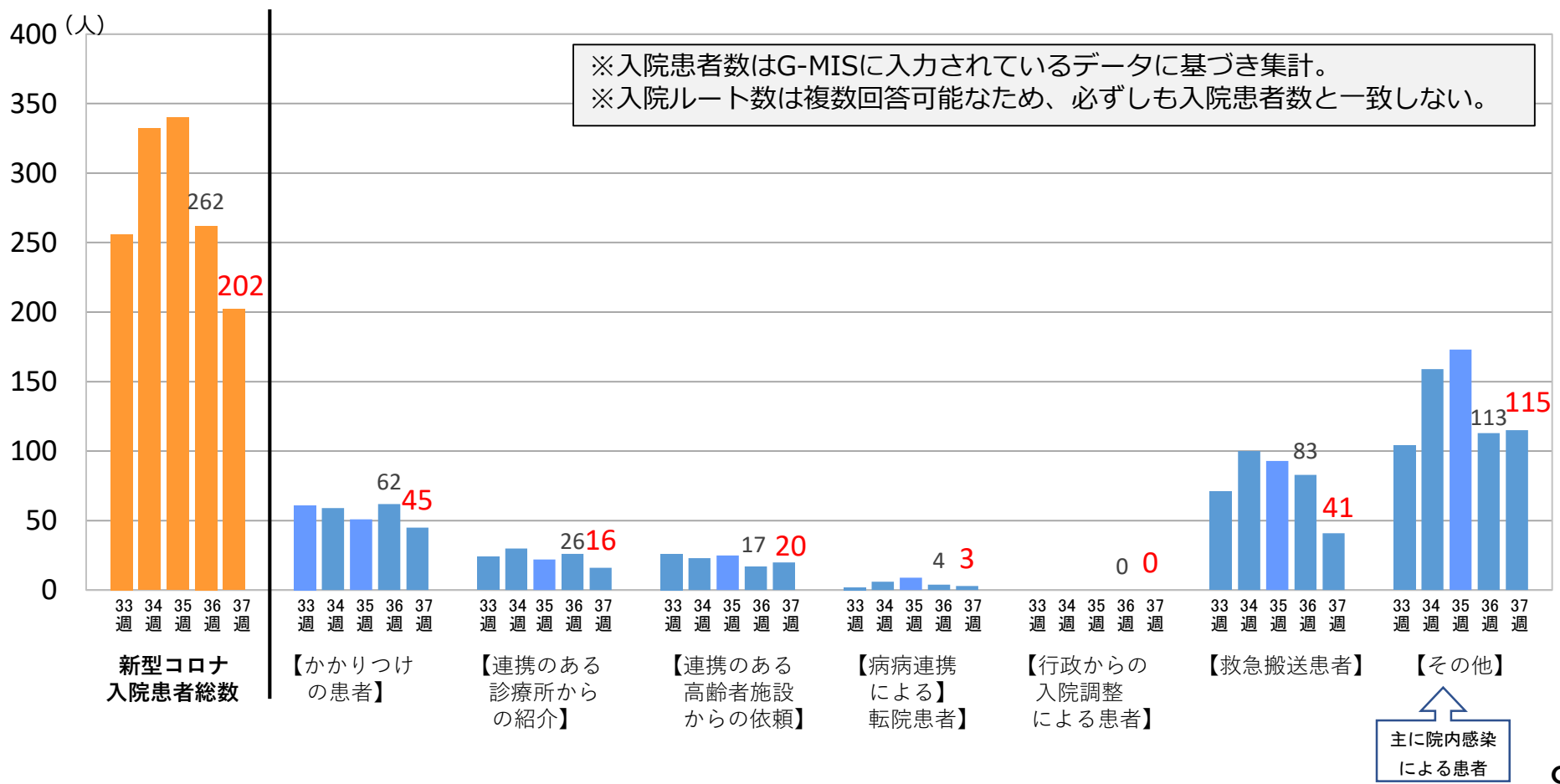


9 入院中の患者の入院ルート

(令和5年第33週(8月20日現在)～第37週(9月17日現在))

<青森県独自調査>

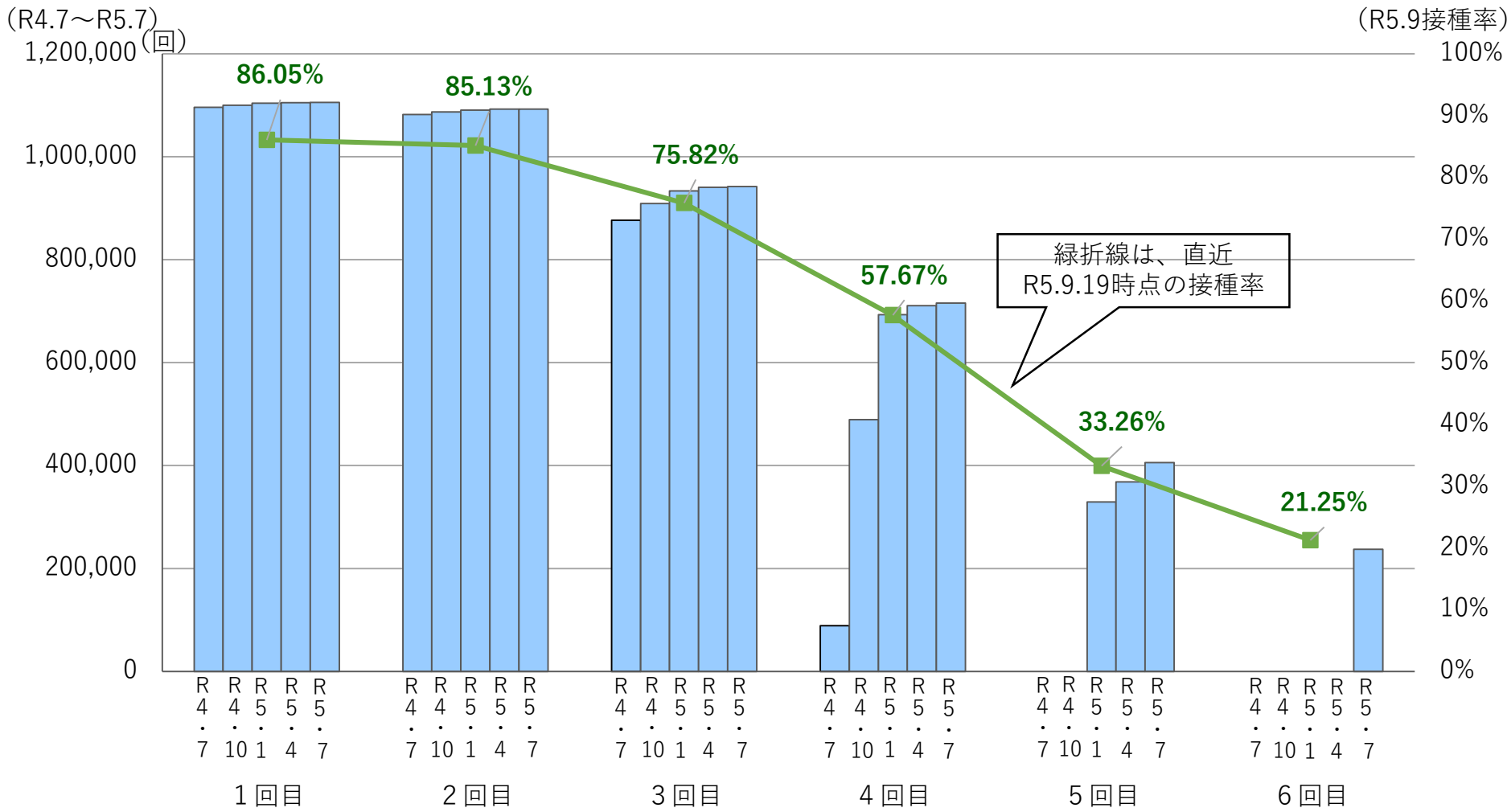
- 院内感染の発生により、コロナ以外で入院中だった方がコロナ入院となるケースが最も多い(9月17日現在115人)。
- 次いで、かかりつけ患者が入院するケース(9月17日現在45人)、救急搬送により入院するケース(9月17日現在41人)の順に多い。
- 行政が入院調整を行ったケースはなく、各医療機関間で入院調整が行われている。



10 新型コロナウイルス総接種回数と直近の接種率

(R5年9月19日 公表時点)

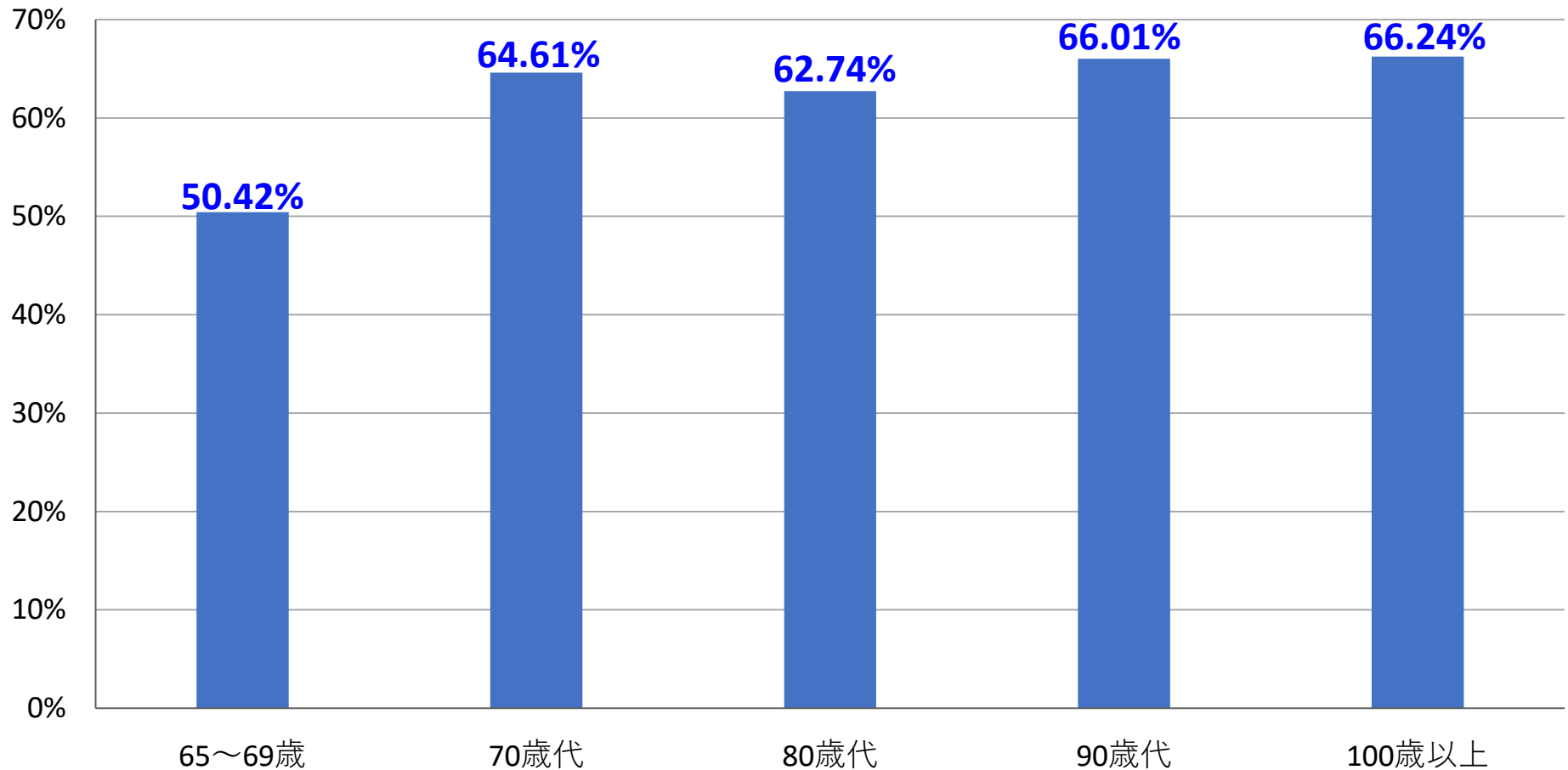
- 4回目接種は、この1年間で接種率が大幅に伸びている。
- 5回目・6回目接種は対象者が高齢者等に限定されており、計算上、接種率が低く見える。
(高齢者の接種状況は次ページのスライドのとおり。)



※ 首相官邸ホームページ「新型コロナウイルスについて」都道府県別の実績より抜粋。

11 令和5年5月8日（春開始接種）以降の接種率の状況 （3回目以上、65歳以上）（R5年9月19日 公表時点）

- 令和5年春開始接種の対象者のうち、70歳代以上では、6割以上の方が3回目以上の接種済となっている。
- 一方、65～69歳の方では、半数の方が3回目以上の接種をまだ行っていない。
- 9月20日から開始されている秋開始接種において、更に接種を推奨していく必要がある。



※ 首相官邸ホームページ「新型コロナワクチンについて」都道府県別の実績より抜粋。

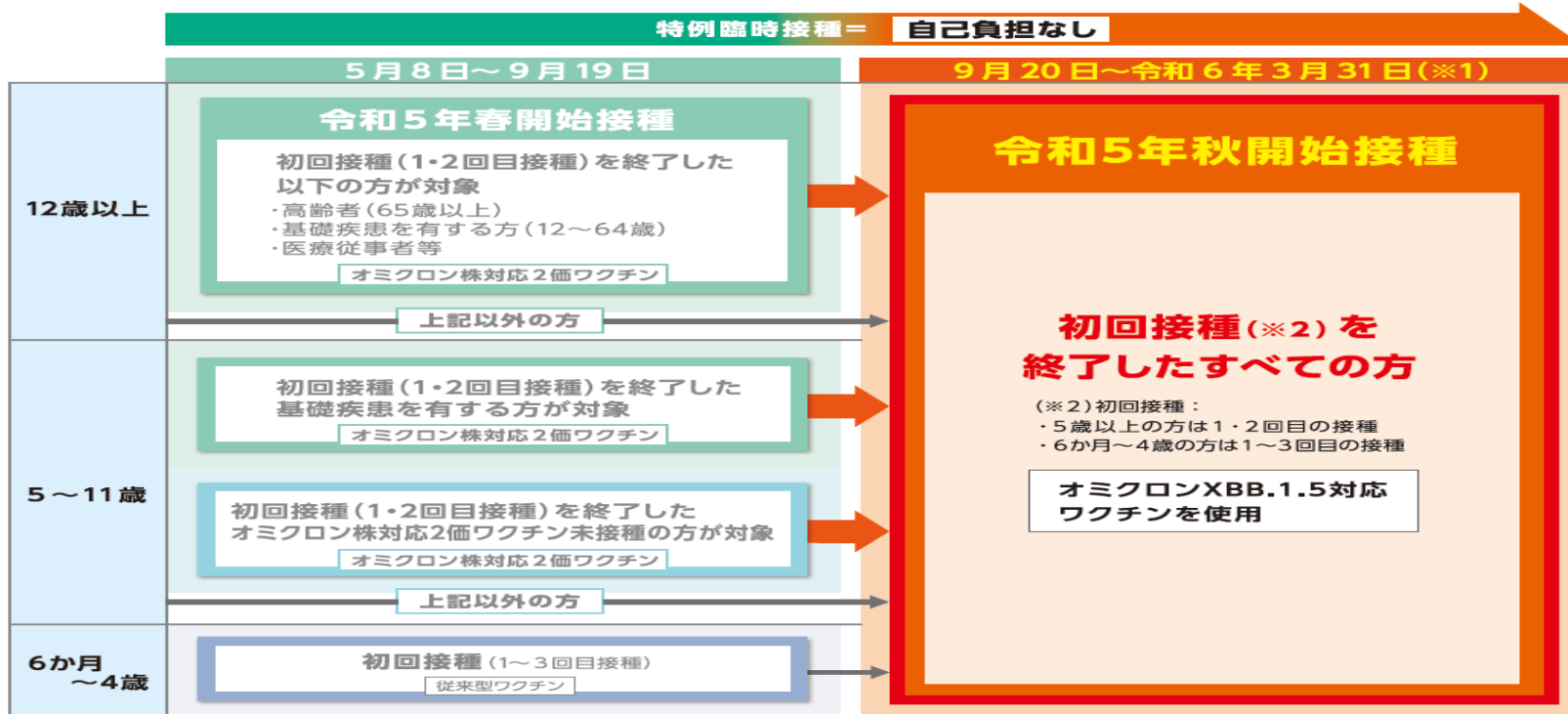
12 令和5年秋開始の新型コロナワクチン接種

<厚生労働省資料より作成>

- 令和5年9月20日から、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロンXBB.1系統の株に対応した1価ワクチン（XBB対応ワクチン）の接種が開始されています。
- 詳しくは、お住いの市町村にお問い合わせください。

オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン接種対象と接種開始時期

- **9月20日以降、生後6か月以上のすべての方に対して、新型コロナのオミクロン株(XBB.1.5)に対応した1価ワクチン(XBB.1.5対応ワクチン)の接種が始まります。**
- 初回接種がまだの方は、9月20日以降はXBB.1.5対応ワクチンでの初回接種となります。



注：接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(※1) 特例臨時接種の実施期間は令和6年3月31日までです。

初回接種がまだの方

9月20日以降は、XBB.1.5対応ワクチンでの初回接種となります。
詳しくは自治体にご確認ください。**まずは、初回接種を受けてください。**

13 青森県の感染状況等のまとめ

県内の感染状況や医療提供体制の状況等

- 新規患者数は、7月以降増加し、第34週（8月21～27日）が最大（31.30人）となったが、その後は減少し、3週連続で前週を下回っている。
- 入院患者数は、8月29日に最大（356人）となったが、その後は減少が続いており、入院が必要な患者は入院できている。

今後の見通し

- 今夏の感染拡大のピークは脱したと考えられるが、以下を踏まえれば、新規患者数が高止まりしたまま、今冬の感染拡大に繋がっていく可能性もあり、引き続き、注意が必要である。
 - ① 全国では、感染拡大のピークを脱した後も、再度、増加傾向となったり、ピーク後の減少幅が少ない都道府県があること。
 - ② 秋の行楽シーズンを迎えており、旅行客の増加傾向が継続していること。
 - ③ 全国では、季節性インフルエンザが例年を大幅に上回って流行している地域があるなど、今後において同時流行が懸念されること。

青森県の取組

- 感染拡大が生じて必要な医療を提供できるよう、引き続き、感染管理に係る技術的助言等の取組を進め、幅広い医療機関で新型コロナウイルス患者に対応する医療提供体制を整備していく。
- 特に、高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方へのワクチン接種を積極的に推奨する。
- 手洗いや換気、効果的な場面でのマスクの着用など、基本的な感染防止対策を呼びかけていく。

令和5年9月25日 第21回

青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 資料2

令和5年10月～

**新型コロナウイルス感染症に関する
青森県の医療提供体制について（案）**

青森県健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

1 令和5年10月以降の青森県の医療提供体制の概要 ①

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、本年9月末までを目途に、**幅広い医療機関による自律的な通常への対応**へ移行していくこととして、各種取組を進めてきた。

10月以降については、**通常医療との両立を更に強化し、重点的・集中的支援**により、冬の感染拡大に対応しつつ、**通常への医療提供体制へ段階的に移行し、令和6年4月から、通常への対応へ完全に移行**することを目指す。

外来

- より多くの医療機関が、コロナ診療に対応する「外来対応医療機関」となるよう、引き続き働き掛け、広く一般的な医療機関での対応を目指す。
- 「外来対応医療機関」は「普段から自院にかかっている患者」に限定せず診療していただくよう、引き続き働き掛ける。
- 「外来対応医療機関」は、引き続き、県ホームページ及び県コールセンターで案内。
〔青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談〕
電話：0570-065-965 24時間対応
- 検査キット必要時は自己負担で購入し、受診必要時は「外来対応医療機関」等を自ら受診。

入院

- 引き続き、入院が必要な方が入院できる体制を維持するとともに、確保病床によらない形での幅広い医療機関による患者受入れを目指す。
- 入院調整は、診療した医療機関が入院の要否を判断し、医療機関間で実施。

(参考) 国による令和5年10月以降の病床確保に係る対応

- 入院体制を確保している医療機関に対する病床確保料(空床補償)の補助は、以下の見直しを行いつつ、令和6年3月末まで継続。
 - ・入院患者の対象範囲は原則、重症者・中等症Ⅱ患者。
 - ・国が示した目安に基づき県が定める「在院者数の段階」に応じて補助(感染が落ち着いている段階では補助せず)。
 - ・補助単価(上限)は、現行の0.8倍に見直し。

1 令和5年10月以降の青森県の医療提供体制の概要 ②

療養

- 一般的な電話相談や外来受診等の案内は、引き続き、県コールセンター（青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談）で対応。
- 自宅で療養中に体調が悪化した場合は、引き続き、県コールセンター（青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談）で受診可能な医療機関を案内。

(参考) 国による陽性患者等に対する公費支援の取扱い

- コロナ治療薬は、自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続（外来、入院）。自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて、以下のとおり段階的に設定。
 - ・ 1割負担の方：3,000円
 - ・ 2割負担の方：6,000円
 - ・ 3割負担の方：9,000円
- 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を、従来原則2万円から、原則1万円に見直して、公費支援を継続。

その他


- 高齢者等施設内で陽性者が発生した場合は、当該陽性者の症状を踏まえ、原則、施設内で療養を実施。
- 感染者数の公表は、定点医療機関からの報告結果を取りまとめ、原則として毎週1回（木曜日）に公表。
 - ・ [県環境保健センターホームページ（週報）](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyosenta/infection-survey.html#part13)：
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyosenta/infection-survey.html#part13>
 - ・ [県保健衛生課ホームページ（報告患者数の詳細、入院患者数の状況）](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html)：
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html>
- 青森県独自の「注意報」・「警報」の基準を設定し、令和5年8月31日から運用開始。
（前週の定点医療機関当たり患者報告数が基準値(30人)を超えたため、8月31日付けで「注意報」発表。）
- 感染拡大時には、以下の対策を検討・実施。
 - ・ 高齢者施設等の従事者に対する集中的な検査
 - ・ 医療機関間による入院調整への保健所等によるサポート 等

2 令和5年10月以降の医療提供体制の全体像

新型コロナに関するコールセンター
【青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談】
(☎0570-065-965 24時間対応)
 <コールセンターで対応できること>
 ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
 ・発熱等の症状がある方への外来対応医療機関の案内
 ・新型コロナ患後症状（後遺症）の受診先相談
 ・新型コロナワクチン接種後の副反応の受診先相談

(※2) 医師法に基づく医師の応招義務
 ・患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナに罹患していること（疑い含む）のみを理由とした診療の拒否は「正当な理由」に該当せず。
 ・診療が困難な場合は、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨。

入院



- 入院医療費は一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続
- 新型コロナ治療薬の費用は一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続

令和5年10月～変更

(※1) 重症化リスクがある方
 ・65歳以上の高齢者
 ・基礎疾患を有する方
 ・妊婦

**重症化リスク(※1)がある
または
症状が重い**

受診

**かかりつけ医、
外来対応医療機関
(※2)**

医療機関で陽性

「外来対応医療機関」は、当面の間、県コールセンターで紹介

入院の必要がある患者は診療した医療機関が入院先を調整

入院の必要がない患者は推奨される療養期間を参考に自宅で療養

陽性者との接触がある

**重症化リスク(※1)がない
かつ
症状が軽い**


受診

自身で検査

自己検査に必要な抗原定性検査キットは薬局等で購入（自己負担）

自己検査等で陽性
推奨される療養期間を参考に自宅で療養

自宅で療養



- 体調が悪化した場合等は、県コールセンターで「外来対応医療機関」を案内
- 外来医療費は自己負担
- 新型コロナ治療薬の費用は一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続

令和5年10月～変更

発熱等症状がある

陽性者との接触なし

自身の体調に応じ、受診の必要を感じた場合は、かかりつけ医等を受診

3 青森県の外来対応医療機関の状況（令和5年9月20日時点）

診療科	医療機関数 (※)	「外来対応医療機関」 指定済み 医療機関数 (指定の割合)	(参考)	外来対応医療機関 のうち 「普段から自院に かかっている患者 (かかりつけ患者)」 に限定せず診療 (限定せず診療の割合)
			R5年4月時点 (診療・検査 医療機関)	
内科・小児科いずれも標榜	188	123 (65.4%)	100	110 (89.4%)
内科のみ 標榜	328	188 (57.3%) ※ 休止中1か所を含む	154	139 (73.9%)
小児科のみ 標榜	20	12 (60.0%)	10	11 (91.7%)
耳鼻咽喉科 または 呼吸器内科 標榜	39	23 (59.0%)	19	20 (87.0%)
計	575	346 (60.2%)	283	280 (80.9%)
上記以外の診療科を標榜 (産婦人科、泌尿器科、整形外科、 神経内科、消化器内科)		10	10	1
合計		356	293	281

(※) 医療機関数には、通常外来対応していない、特別養護老人ホーム内の医務室や検診センター等を除外している。

4 国が示した令和5年10月以降の病床確保の方針における 在院者数の段階に応じた「移行基準」及び「即応病床数」の目安

厚生労働省は、10月以降、オミクロン株流行の最大在院者数（R4年夏又は冬のピーク時）との比較で、在院者数を3つの段階に分類し、病床確保料を支給する方針を示した。

段階	段階Ⅰ	段階Ⅱ	段階Ⅲ
移行基準 (目安)	①ピーク時の1/3の在院者 (ピークまで約6週間)	②ピーク時の1/2の在院者 (ピークまで約4週間)	③ピーク時の8割の在院者 (ピークまで約2週間)
即応病床数 (上限目安)	(ピーク時の1/2在院者数 － ピーク時の1/3在院者数) × 0.25	左記 ＋ (ピーク時在院者数 － ピーク時の1/2在院者数) × 0.25	左記 ＋ (ピークの2週間後の在院者数 (試算)－ ピーク時在院者数) × 0.25

- 段階の設定は、国が示した上記目安の範囲内で、各都道府県の実情に応じて、各都道府県が判断し、地域の医療機関と調整する。
- 病床確保料の支給は、一定の感染拡大を超える段階Ⅰ～Ⅲ～Ⅰ相当の期間に重点化。
(在院者数が段階Ⅰに達していない期間は、病床確保料を支給せず。)

5 青森県の移行基準、段階別即応病床数の設定

国の目安を踏まえ、令和5年10月以降における、本県の移行基準、段階別即応病床数を設定。
 ⇒ 今後、各医療圏単位で、保健所が医療機関と協議の上、医療機関毎の病床数を設定予定。

※ 青森県の在院者数のピークはR4年冬（R4.12.21）の681人

段 階	段 階 I	段 階 II	段 階 III
移行基準	①ピーク時の1/3の在院者 ⇒ <u>227人</u>	②ピーク時の1/2の在院者 ⇒ <u>341人</u>	③ピーク時の8割の在院者 ⇒ <u>545人</u>
即応病床数	<u>29床</u>	<u>114床</u>	<u>167床</u> <small>(現時点の試算。在院者数の変動に応じ、その都度試算し、病床数の調整が必要)</small>

当面運用しない

二次医療圏毎の即応病床数の割り当て (原則、二次医療圏毎の人口比率による)

二次医療圏	病床割り当て数 (床)	
	段 階 I	段 階 II
青 森	7	28
津 軽	7	27
八 戸	7	29
西北五	3	10
上十三	3	14
下 北	2	6
計	29	114

【段階Ⅲを当面運用しない理由】
 ○重症及び中等症Ⅱ患者の本県の最多在院者数(105人)は、今回設定した段階Ⅱの即応病床数(114床)を下回っていること。
 ○仮に、段階Ⅲを運用した場合、在院者数が継続的に増加する局面では、即応病床数も日々増加させる必要が生じ、各医療機関での対応も相当困難(煩雑かつ現実的でない)となると見込まれること。

令和5年9月25日 第21回

青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 資料3

令和5年10月～

県民の皆様への周知事項について（案）

青森県健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

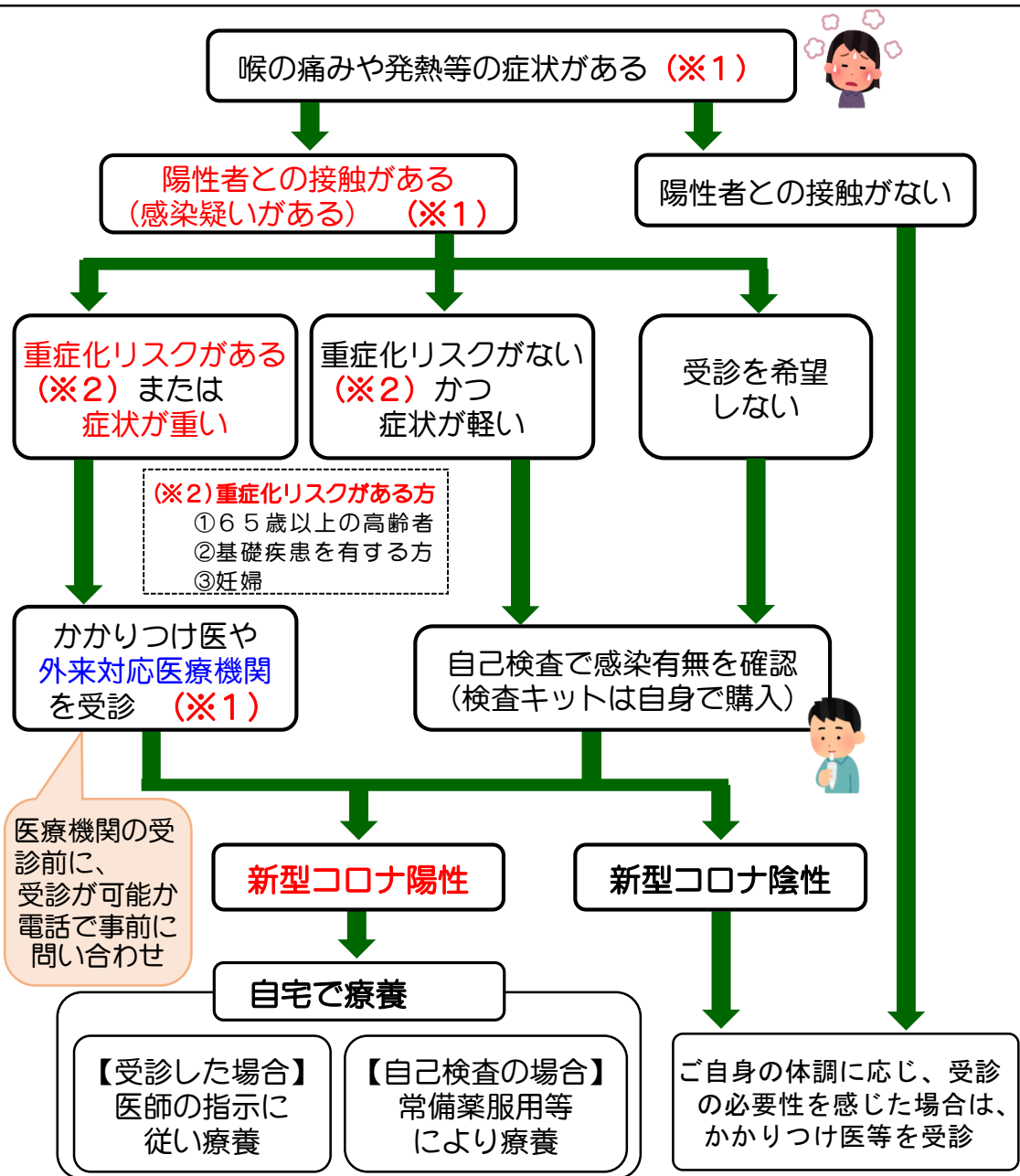
令和5年10月～ 新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお知らせ

1 保健医療関係の主な対応の変更内容

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、青森県及び国が実施している対応は、令和5年10月1日以降、以下のとおりとなります。

項 目	5類移行後 (令和5年5月8日～9月30日)	令和5年10月1日～令和6年3月31日	令和6年 4月～
県 各種相談対応 【県コールセンターの設置】 ・外来受診可能な医療機関の案内 ・ワクチンに関する相談 ・その他一般的な相談等		「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 <電話：0570-065-965> (年中無休、24時間対応) ※通話料金は、電話をかけた方の負担となります。	今後の感染状況等を踏まえ検討
国 患者に対する公費支援 コロナ治療薬の自己負担分に対する公費支援 (外来・入院)	全額を公費支援 (自己負担なし)	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 医療費の自己負担割合に応じ、 1割の方：3,000円、2割の方：6,000円 3割の方：9,000円 を上限に自己負担	公費支援なし (予定)
	令和5年5月8日以降、外来医療費(初診料、検査料等)は自己負担		
入院医療費の自己負担分に対する公費支援	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 (高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額)	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 高額療養費制度の自己負担限度額から、原則1万円を減額	

2 発熱等の気になる症状が生じた時の受診等について



(※1) 「外来対応医療機関」の案内や、
一般的なお問い合わせ等は、
県コールセンターで案内しています。

「青森県新型コロナウイルス感染症
総合電話相談」

☎0570-065-965

(年中無休24時間対応)

※ 通話料金は電話をかけた方の負担
となります。

なお、「外来対応医療機関」は、
県ホームページでも確認できます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/shinryoukensa-iryoukika-list.html>

外来対応医療機関：9月22日現在355か所

(圏域ごとの内訳)

	外来対応 医療機関数	左のうち、 かかりつけ患者 以外にも対応
青森地域	97	77
八戸地域	88	62
津軽地域	90	77
西北五地域	29	23
上十三地域	34	30
下北地域	17	12
県計	355	281

3 政府が推奨する療養期間

	発症日		発 症 後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	…10日目
ウイルスの排出が見込まれる期間									
発症後1日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後				療養終了(出勤等再開可能)		
発症後2日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後			療養終了(出勤等再開可能)		
発症後3日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後		療養終了(出勤等再開可能)		
発症後4日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了(出勤等再開可能)		
発症後5日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了(出勤等再開可能)	

※1 発症後10日間が経過するまでは、感染性のウイルスの排出が見込まれるため、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの方へ感染させないように配慮しましょう。

※2 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えましょう。

※3 法律に基づく外出自粛は求められませんので、外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします。

【令和5年秋開始接種（自己負担なし）】

- 期 間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで
- 対 象 者：希望する、生後6か月以上の全ての方
- 使用ワクチン：オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン

※ 詳しくは、お住まいの市町村からの案内をご確認ください。



引き続き、ワクチン接種の検討をお願いいたします